

## 3 通信関係

## 長野市防災行政無線局管理運用規程

昭和 62 年 8 月 31 日

長野市訓令第 6 号

改正	平成 3 年 3 月 30 日訓令第 2 号	平成 5 年 3 月 25 日訓令第 1 号
	平成 12 年 12 月 25 日訓令第 5 号	平成 14 年 4 月 1 日訓令第 6 号
	平成 16 年 3 月 31 日訓令第 3 号	平成 22 年 3 月 31 日訓令第 2 号

## (趣旨)

第 1 条 この訓令は、長野市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及びその他の事務について、円滑な通信の確保を図るために設置する長野市防災行政無線局（以下「防災行政無線局」という。）の管理及び運用に関し、電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものは、除く。
- (2) 同報親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を通信する無線局をいう。
- (3) 同報子局 同報親局の通信の相手方となる送受信設備をいう。
- (4) 固定系 同報親局と同報子局との間の通信系をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する車載型、可搬型又は携帯型の無線局及び特定の場所に常置して運用する半固定型の無線局をいう。
- (6) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として市庁舎内に設置する移動しない無線局をいう。
- (7) 遠隔制御器 基地局と有線で接続された送受信設備で、基地局の機能を分掌するものをいう。
- (8) 移動系 基地局又は遠隔制御器と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信系で、150 メガヘルツ帯又は 400 メガヘルツ帯の周波数を使用するものをいう。
- (9) デジタル MCA 無線系 基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信系で、800 メガヘルツ帯の周波数を使用するものをいう。
- (10) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。
- (11) 通信統制 情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため通信を切断し、割り込み、若しくは通信順序の指定等を行うこと又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

第 3 条 防災行政無線局に、総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、防災行政無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、総務部長を充てる。

## (管理責任者)

第 4 条 防災行政無線局に、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、防災行政無線局の管理及び運用の業務を所掌するとともに、通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務部危機管理防災課長（以下「危機管理防災課長」という。）を充てる。

(通信取扱責任者)

第5条 防災行政無線局に、通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、防災行政無線局の管理及び運用の業務を分掌する。
- 3 通信取扱責任者は、総務部危機管理防災課の職員であつて、無線従事者の資格を有するものうちから、管理責任者が指名する。

(管理者)

第6条 次の課及び支所（以下「課等」という。）に、管理者を置く。

- (1) 固定系及び基地局又は遠隔制御器の通信操作を行う課等
- (2) 陸上移動局を配置した課等
- 2 管理者は、管理責任者の命を受け、課等に設置又は配置した無線局又は遠隔制御器の管理及び監督の業務を分掌する。
- 3 管理者は、固定系にあつては危機管理防災課長又は消防局通信指令課長、基地局にあつては危機管理防災課長、遠隔制御器又は陸上移動局を設置又は配置した課等にあつては当該課等の課長又は支所長を充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第7条 総括管理者は、防災行政無線局の運用体制に見合った無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもつて無線従事者名簿（様式第1号）を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、防災行政無線局の無線設備の操作を行うほか、通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

- 2 同報親局及び基地局に配置された無線従事者は、業務日誌（様式第2号、様式第3号、様式第4号）を毎日作成するものとする。

(通信取扱者)

第9条 同報親局又は基地局を設置した課等及び遠隔制御器又は陸上移動局を設置又は配置した課等に、通信取扱者を置く。

- 2 通信取扱者は、無線従事者の指導のもとに、法及び関係法令に基づき、適正な無線局の運用を行うものとする。
- 3 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

(備付書類等の管理)

第10条 管理責任者は、法及び関係法令に基づく業務関係書類を管理及び保管する。

- 2 業務日誌は、毎日、管理責任者及び通信取扱責任者の閲覧を受けるものとする。
- 3 通信取扱責任者は、業務日誌抄録（様式第5号）を毎年1月末日までに作成し、管理責任者に提出するものとする。

(防災行政無線局の運用)

第11条 防災行政無線局の運用方法については、市長が別に定める。

(無線設備の保守点検)

第 12 条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

点検の種類	点検の責任者
毎日点検	通信取扱責任者又は管理者
月点検	管理責任者
年点検	総括管理者

- 2 点検項目については、市長が別に定める。
- 3 予備装置及び予備電源については、毎月 2 回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

(通信訓練)

第 13 条 総括管理者は、非常災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次のとおり定期的な通信訓練を実施するものとする。

(1) 固定系

- ア 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年 1 回以上
- イ 定期通信訓練 四半期ごと

(2) 移動系及びデジタル M C A 無線系

- ア 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年 1 回以上
- イ 定期通信訓練 毎月 1 回

- 2 訓練は、固定系にあつては市民への警報、通報等の伝達訓練を、移動系及びデジタル M C A 無線系にあつては通信統制、情報収集及び伝達訓練を重点として、行うものとする。

(研修)

第 14 条 総括管理者は、毎年 1 回以上、通信取扱者等に対し、法及び関係法令、無線設備の取扱い等について研修を行うものとする。

(陸上移動局及び同報子局の管理)

第 15 条 陸上移動局及び同報子局の管理については、市長が別に定める。

(通信統制)

第 16 条 総括管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、通信統制を行うことができる。

- 2 事故その他の理由により、総括管理者が前項の通信統制を行うことができないときは、管理責任者が通信統制を行うものとする。

(補則)

第 18 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和 62 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 3 月 30 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 3 月 25 日訓令第 1 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

資料 3-1 長野市防災行政無線局管理運用規程

附 則（平成 12 年 12 月 25 日訓令第 5 号）  
この訓令は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日訓令第 6 号抄）  
この訓令は、公表の日から施行する。（後略）

附 則（平成 16 年 3 月 31 日訓令第 3 号）  
この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日訓令第 2 号）  
この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。



様式第 3 号 (第 8 条関係)

業務日誌 (移動系)

ながのし (自局番号)
基地局 (所属)

作成者 所属 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

日	年					年					合計	件	
	件数	日	件数	日	件数	日	件数	日	件数				
1		11		21		1		11		21			
2		12		22		2		12		22			
3		13		23		3		13		23			
4		14		24		4		14		24			
5		15		25		5		15		25			
6		16		26		6		16		26			
7		17		27		7		17		27			
8		18		28		8		18		28			
9		19		29		9		19		29			
10		20		30		10		20		30			
				31						31			
	合計					合計					合計		件

様式第 4 号 (第 8 条関係)

業務日誌 (デジタルMCA無線系)

ながのし (自局番号)
基地局 (所属)

作成者 所属 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

日	年					年					合計	件	
	件数	日	件数	日	件数	日	件数	日	件数				
1		11		21		1		11		21			
2		12		22		2		12		22			
3		13		23		3		13		23			
4		14		24		4		14		24			
5		15		25		5		15		25			
6		16		26		6		16		26			
7		17		27		7		17		27			
8		18		28		8		18		28			
9		19		29		9		19		29			
10		20		30		10		20		30			
				31						31			
	合計					合計					合計		件

様式第 5 号 (第 10 条関係)

業 務 日 誌 抄 録

年 月 日

免許人住所

総務大臣

様

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市長 印

(裏)

月 別	通 信 時 間	通 信 回 数
1 月	時間 分	回
2 月	時間 分	回
3 月	時間 分	回
4 月	時間 分	回
5 月	時間 分	回
6 月	時間 分	回
7 月	時間 分	回
8 月	時間 分	回
9 月	時間 分	回
10 月	時間 分	回
11 月	時間 分	回
12 月	時間 分	回
合 計		
毎月の延べ通信時間又は通信回数 (多重無線設備の回定局及び無線標識局の場合は、記載を要しない。)		
実験の方法、経過及び結果の概要 (実験局に限る。)		
実用化試験の方法、経過及び結果の概要 (実用化試験局に限る。)		
その他参考となる事項		

無線局名 (呼出名称又は呼出符号を記載)	資格	現在員数	期 間	年 月 から 年 月 まで
無線従事者			今期中の無線従事者の異動状況	
		人	選任 人 解任 人	
		人	選任 人 解任 人	
		人	選任 人 解任 人	
		人	選任 人 解任 人	
		人	選任 人 解任 人	
機器の故障の事実及びこれに対する措置の概要				
空電、減信、受信感度の減退等不良の通信状態の概要				

## 長野市防災行政無線局運用要領

### 目次

- 第1章 総 則（第1～第5）
- 第2章 固定系の運用（第6～第12）
- 第3章 移動系の運用（第13～28）
- 第4章 デジタルMCA系の運用（第29～第33）
- 第5章 雑 則（第34～第35）

### 第1章 総 則

#### （趣 旨）

第1 この要領は、長野市防災行政無線局管理運用規程（昭和62年長野市訓令第6号。以下「訓令」という。）第12条の規程に基づき、無線局の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （定 義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 一 斉 放 送 全市域一斉に放送することをいう。
- (2) ブロック放送 あらかじめグループ化した子局又は戸別受信機を通して、特定の地域に放送することをいう。
- (3) 個 別 放 送 一の子局の放送範囲の地域に放送することをいう。
- (4) 統 制 通 信 統制局からその統制下にある複数又は特定の一般局を優先的に呼び出して通信することをいう。
- (5) 一 般 通 信 平常時における通信をいう。

#### （運用の体制）

第3 平常時における通信は、固定系にあつては総務部危機管理防災課（以下「危機管理防災課」という。）及び消防局通信指令課（以下「通信指令課」という。）が、基地局にあつては危機管理防災課が、遠隔制御器又は陸上移動局にあつては当該遠隔制御器又は陸上移動局を配置又は設置した課が運用する。

2 前項の規程にかかわらず、訓令第17条第1項の規定により、総括管理者が通信統制を行う場合は、危機管理防災課が運用する。

#### （運用の原則）

第4 通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。

- 2 通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 3 通信は正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは直ちに訂正しなければならない。

#### （無線局の呼出名称）

第5 無線局の呼出名称は、次のとおりとする。

- (1) 同 報 親 局 「こうほうながの」、「こうほうとよの」、「こうほうとがくし」、「こうほうきなさ」、「こうほうおおおか」、「ぼうさいしんまち」
- (2) 基 地 局 移動系においては、「とよのまち」、「きなさししょ」、デジタルMCA無線系においては、「防災」、「消防局」
- (3) 陸上移動局 移動系においては「とよの」、「きなさ」の次に、あらかじめ指定された号数を付したものを。

資料 3-2 長野市防災行政無線局運用要領

第 2 章 固定系の運用

(運用時間)

第 6 固定系の運用時間は、常時とし、次の区分により開局しておかなければならない。

区 分	危 機 管 理 防 災 課	通 信 指 令 課
月曜日から 金曜日まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	午後 5 時 15 分から翌日の午前 8 時 30 分 まで
土・日曜日等		午前 8 時 30 分から翌日の午前 8 時 30 分 まで

注 「土・日曜日等」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日及び同月 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までをいう。

(放送の範囲)

第 7 同報親局により放送することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 地震、台風、洪水、雪害、火災等の災害情報で、市民に対し緊急に伝達を必要とするもの
- (2) 人命に関する事項
- (3) 市行政に関する重要な事項
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

(放送の種別)

第 8 同報親局による放送は、緊急放送、一般放送及び時報とし、放送内容、放送の時間帯及び放送の種別は、次のとおりとする。

放送の時間帯		昼間(7:30~20:00)		夜間 (20:00 ~ 7:30)	放送の種別
		平日	土・日曜 日等	平日、土・ 日曜日等	
緊急放送	大規模災害・火災・事故等	○	○	○	一斉放送、ブ ロック放送 又は個別放 送
	緊急警報、避難勧告・指示	○	○	○	
	J-ALERT	○	○	○	
一般放送	一般火災	◎ ○	○		一斉放送又 はブロック 放送
	危害獣出没注意喚起	◎ ○	○		
	行方不明者のお尋ね	◎ ○	○		
	光化学キタクト注意報・警報・重大 警報	◎ ○	○		
	振込め詐欺など被害の注意喚起	◎ ○			
	変質者出没等の情報	◎ ○			
時 報	チャイム	自動プログラム			一斉放送

◎ 合併支所からの放送

○ 統合システムによる危機管理防災課及び消防局通信指令課からの放送

緊急放送は第 7 第 1 号及び第 2 号に掲げる事項で、一般放送は第 7 第 3 号及び第 4 号に掲げる事項とし、使用目的から外れる情報や夜間の放送（緊急時以外）は行わない。

(放送の方法)

第9 同報親局による放送は、次の各号に掲げる放送の区分に応じ、当該各号に定める事項を順次放送して行うものとする。

(1) 緊急放送

- ア 赤色回転灯（屋外拡声装置）
- イ サイレン（4秒吹鳴、2秒休み）
- ウ 「こちらは、「識別信号」（長野市災害対策本部）です。」 2回
- エ 本文
- オ 「こちらは、「識別信号」です。」 2回
- カ チャイム

(2) 一般放送

- ア チャイム
- イ 「こちらは、「識別信号」（長野市危機管理防災課）です。」 2回
- ウ 本文
- エ 「こちらは、「識別信号」です。」 2回
- オ チャイム

(3) 消防局からの放送

（火災情報、行方不明者、気象情報等）

- ア チャイム
- イ「消防局から〇〇〇〇のお知らせ（お尋ね・お願い）をいたします。」 1回
- ウ 本文
- エ「消防局から〇〇〇〇のお知らせ（お尋ね・お願い）でした。」 1回
- オ チャイム

(4) 時 報

定時時報 60秒以内

(放送の依頼)

第10 同報親局により放送しようとする所属長は、放送予定日の前日の正午までに放送申請書（様式第1号）を総括管理者に提出し、その承認を得るものとする。ただし、事態が切迫し、その暇がないときは、口頭、電話等によることができる。

2 総括管理者は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を検討し、適当と認めたもの限り、放送するものとする。

(同報子局を使用しての放送)

第11 同報子局を使用して放送することができる事項は、当該当子局が設置されている地区における突発的な災害又は人命に関する事項で、当該地区の住民に対し緊急に伝達を必要とするものとする。

2 放送者は、原則として区長又は自主防災組織の長とする。

3 第1項の規定により放送しようとする区長又は防災組織の長は、総括管理者の承認を得て、最寄りの子局を使用して放送することができる。ただし、承認を得る暇がない場合は、放送終了後、その内容を速やかに総括管理者に報告しなければならない。

(放送記録の整理及び保存)

第12 通信取扱責任者は、放送文を整理し、保存しておかなければならない。

第3章 移動系の運用

(通信の原則)

第13 通信を行うときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 暗号、隠語等を使用しないこと。
- (2) 事前に無線設備の状況を確認し、適正な操作を行い、無用な電波を発射しないように努めること。
- (3) 電波を発射しようとするときは、約1分間位聴取し、通信が行われないことを確認した上で、送信すること。

(運用時間)

第14 移動系の運用時間は常時開局とし、必要の都度運用を行う。

(呼出し)

第15 呼出しは、次の各号に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- |              |      |
|--------------|------|
| (1) 相手局の呼出名称 | 3回以下 |
| (2) こちらは     | 1回   |
| (3) 自局の呼出名称  | 3回以下 |
| (4) どうぞ      | 1回   |

(特定局一括呼出)

第16 2以上の特定の無線局を一括して呼び出そうとするときは、次の各号に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- |              |          |
|--------------|----------|
| (1) 相手局の呼出名称 | それぞれ2回以下 |
| (2) こちらは     | 1回       |
| (3) 自局の呼出名称  | 3回以下     |
| (4) どうぞ      | 1回       |

(一括呼出)

第17 各無線局を一括して呼び出そうとするときは、次の各号に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- |             |      |
|-------------|------|
| (1) 各局      | 3回以下 |
| (2) こちらは    | 1回   |
| (3) 自局の呼出名称 | 3回以下 |
| (4) どうぞ     | 1回   |

(呼出しの反復及び再開)

第18 呼出しは、1分間以上の間隔をおいて、2回反復することができる。

2 呼出しを反復しても応答がないときは、3分間の間隔をおかなければ呼出しを再開してはならない。

(呼出しの中止)

第19 無線局は、自局からの呼出しが既に行われている他の通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。

2 前項の通知をする無線局は、その通知をするに際し、持つべき時間を分単位で示すものとする。

(応答)

第20 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。

2 前項の規定による応答は、次の各号に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- |              |      |
|--------------|------|
| (1) 相手局の呼出名称 | 3回以下 |
| (2) こちらは     | 1回   |
| (3) 自局の呼出名称  | 1回   |
| (4) どうぞ      | 1回   |

3 前項の規定による応答に際し、直ちに通報を受信することができない事由があるときは、「どうぞ」の代わりに「何分間お待ちください」を送信するものとする。

(不確実な呼出しに対する応答)

第21 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまでは、応答してはならない。

2 自局にたいする呼出しを受信した場合において、相手局の呼出名称が不確実であるときは、第20第2項第1号に規定する「相手局の呼出名称」の代わりに「だれがこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。

(一括呼出しに対する応答順位)

第22 一括呼出しに対する各無線局の応答順位は、第5第3号の規定により、あらかじめ指定された号数の順とする。

(通報の送信)

第23 無線局は、呼出しに対し応答を受けたときは、相手局が「何分間お待ちください」を送信した場合を除き、直ちに通報の送信を開始するものとする。

2 通報の送信は、次の各号に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- |         |      |
|---------|------|
| (1) 通報  | 2回以下 |
| (2) どうぞ | 1回   |

(受信証)

第24 無線局は、通報を確実に受信したときは、次の各号に掲げる事項を順次送信するものとする。

- |              |    |
|--------------|----|
| (1) 相手局の呼出名称 | 1回 |
| (2) こちらは     | 1回 |
| (3) 自局の呼出名称  | 1回 |
| (4) 了解       | 1回 |

(特定局あて同報)

第25 2以上の特定の無線局に対し、同時に通報を送信しようとするときは、第16第1号から第3号までに掲げる事項に引き続き、通報を送信して行うものとする。

(各局あて同報)

第26 各無線局に対し同時に通報を送信しようとするときは、第17第1号から第3号までに掲げる事項に引き続き、通報を送信して行うものとする。

(メリット)

第27 通信中における感度及び明瞭度（以下「メリット」という。）の基準は、次のとおりとする。

区 分	受 信 状 態
メリット1	雑音及びひずみの中で、通信内容をかすかに受信できる程度
メリット2	雑音及びひずみが多く、何回か繰り返すことで通信内容が受信できる程度
メリット3	雑音及びひずみは多少あるが、割合容易に通信内容が受信できる程度
メリット4	雑音は多少残るが、十分明確に通信内容が受信できる程度
メリット5	雑音がまったくなく、非常に明確に通信内容が受信できる程度

（緊急通報）

第28 特に緊急を要する通報を送信しようとするときは、まず「至急」を3回前置きしてから、呼出し及び通報を行うものとする。

2 無線局は、前項の緊急通報を受信したときは、他の通信を一時中止して、その通報を受信しなければならない。

#### 第4章 デジタルMCA無線系の運用

（通信の種類）

第29 通信の種類は、統制通信、一般通信とする。

2 統制通信は、一般通信に優先するものとする。

（通信の原則）

第30 通信を行うときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 暗号、隠語等を使用しないこと。
- (2) 事前に無線設備の状況を確認し、適正な操作を行い、無用な電波を発射しないように努めること。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出し名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 無線通信は正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは直ちに訂正しなければならない。
- (5) 相手局を呼出すときは、通信が行われていないことを確かめた上で送信するものとする。

（運用時間）

第31 無線局は常時開局とし、必要の都度運用を行う。

（通信の統制）

第32 通信は、原則として統制局の管理のもとに行う。

2 総括管理者は、非常災害もしくは緊急事態が生じたとき又はそのおそれがあるときにおいて、円滑な通信の確保をはかるため、通話中の通信切断、割り込み、通信の取扱い順序等の指定を行うことができる。

（通信方法）

第33 呼出しは、次によるものとする。

- (1) 通信の相手方である無線局を呼出そうとするときは、呼出し番号を入力し、送信操作により接続信号を確認したのち、次による。

## 資料 3-2 長野市防災行政無線局運用要領

ア 相手局の呼出名称	3回以下
イ こちらは	1回
ウ 自局の呼出名称	3回以下
エ どうぞ	1回

(2) 2以上の特定の無線局を呼出そうとするときは、該当するグループを入力し、送信操作による接続信号を確認したのち、次による。

ア 相手局の呼出名称	それぞれ2回以下
イ こちらは	1回
ウ 自局の呼出名称	3回以下
エ どうぞ	1回

(3) 通信の相手方である無線局を一括して呼出そうとするときは、該当するグループを入力し、送信操作による接続信号を確認したのち、次による。

ア 各局	3回以下
イ こちらは	1回
ウ 自局の呼出名称	3回以下
エ どうぞ	1回

(4) 呼出しに対して応答がないため呼出しを反復するときは、間隔をおいて行う。

2 応答は次によるものとする。

(1) 無線局は自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。

(2) 呼出しに対する応答は、次の各号を順次送信する。

ア 相手局の呼出名称	3回以下
イ こちらは	1回
ウ 自局の呼出名称	1回
エ どうぞ	1回

(3) 自局に対する呼出しを受信したが、呼出局の呼出名称が不確実である場合は、応答事項のうち相手局の呼出名称に「だれがこちらを呼びましたか」を使用して直ちに応答しなければならない。

(4) 一括呼出に対する各無線局の応答順位は、第5第3号の規定によりあらかじめ指定された号数の順とする。

ただし、特に急を要する通報等で、かつ、相手局の受信が確実な場合は、相手局の応答を待たずに通報等の送信ができる。

3 通報等の送受信は、次の各号を順次送信する。

ア 相手局の呼出名称	1回
イ こちらは	1回
ウ 自局の呼出名称	1回
エ 通報時	

## 第5章 雑 則

(試験電波の発射)

第34 無線設備の試験又は調整のため、試験電波を発射するときは、次の各号に定めるところによる。ただし、デジタルMCA無線系にあっては、第33を準用として実施するものとする。

(1) 電波を発射する前に聴取を行い、他の通信に混信を与えないことを確認した後、次に掲げる事項を順次送信する。

ア ただいま試験中	3回
イ こちらは	1回

## 資料 3-2 長野市防災行政無線局運用要領

- ウ 自局の呼出名称 3回
- (2) 前号の送信の後、1分間聴取を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、次に掲げる事項を10秒間以内で順次送信する。
  - ア 「本日は晴天なり」の連続
  - イ 自局の呼出名称

(補則)

第35 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

様式第 1 号 (第10関係)

放 送 申 請 書

総括管理者様

年 月 日

職氏名

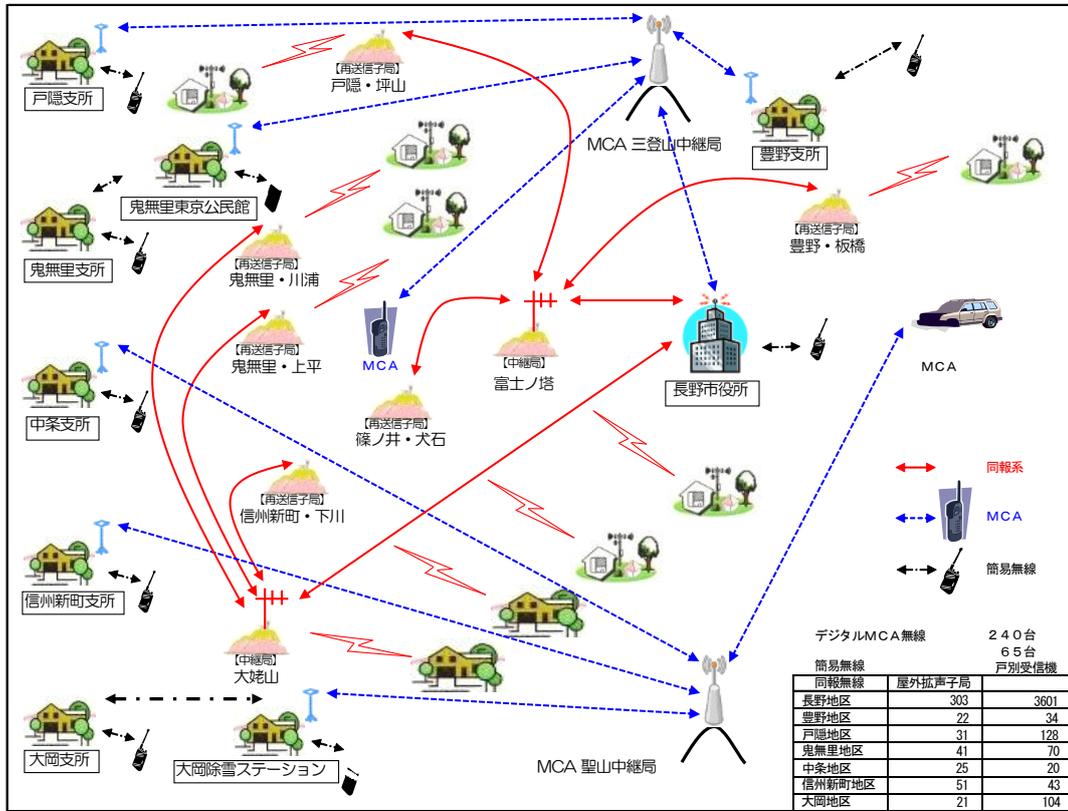
印

次の通り 一般放送  
緊急放送 をしたいので、承認してください。

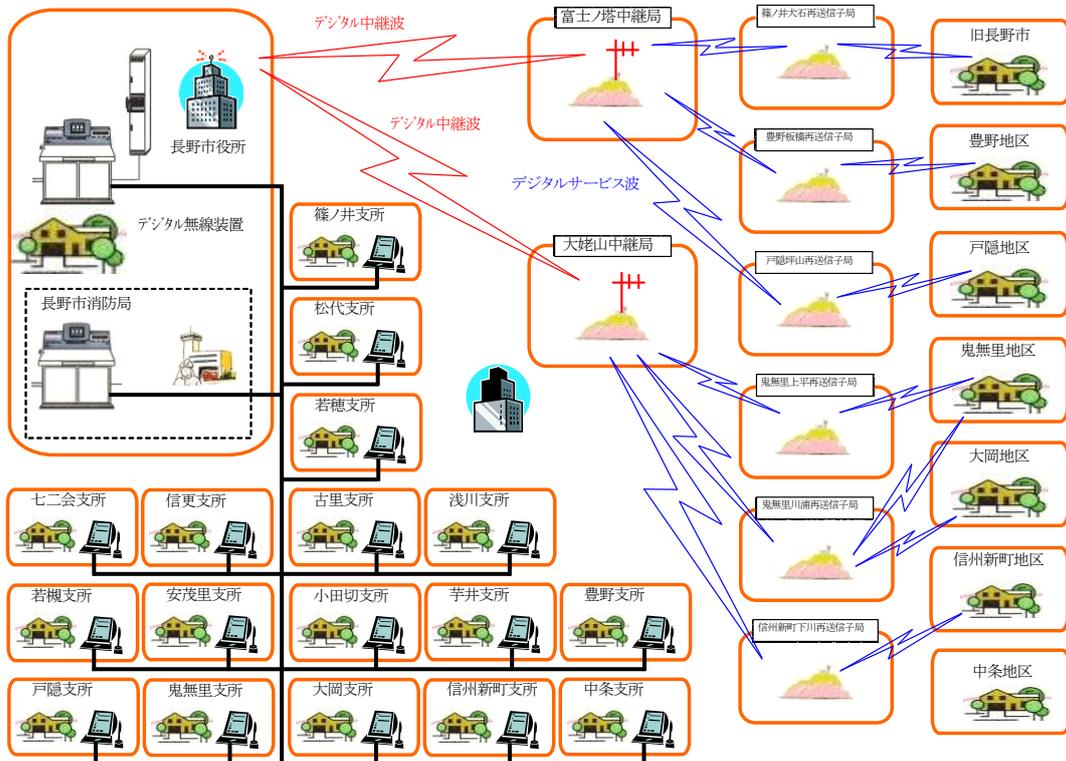
放送予定日 年 月 日から 年 月 日まで					
放送時刻 <input type="checkbox"/> 緊急放送 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 一般放送 午後 時 分					
放送の種別 <input type="checkbox"/> 一 斉 <input type="checkbox"/> ブロック ( ) <input type="checkbox"/> 個 別 ( )					
放送件名					
放送方法 <input type="checkbox"/> 生 (放送者職氏名 ) <input type="checkbox"/> テープ ( 分)					
(放送文)					
上記の放送について、 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 いたしたく。					
起 案	年 月 日	主 務	係	管理責任者	統括責任者
決 裁	年 月 日				
施 行	年 月 日				
不承認の場合は、その理由					

### 長野市防災行政無線整備状況

長野市防災行政無線現況図



デジタル同報通信



## 災害時優先電話

施設名	回線数	施設名	回線数
危機管理防災課	1	長野市消防局	2
災害対策本部室	3	中央消防署	1
篠ノ井支所	1	鶴賀消防署	1
松代支所	1	若槻分署	1
若穂支所	2	柳原分署	1
川中島支所	2	安茂里分署	1
更北支所	1	七二会分署	1
七二会支所	1	篠ノ井消防署	2
信更支所	1	更北分署	1
古里支所	1	松代消防署	1
柳原支所	1	若穂分署	1
浅川支所	1	鳥居川消防署	2
大豆島支所	1	蛭川排水機場	1
朝陽支所	1	<p>災害時優先電話について</p> <p>災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については一般電話と同じです。緊急時には発信用として使用してください。</p> <p>なお、災害時優先電話から発信しても、相手が話中の場合は一般の電話と同じく接続はできません。</p>	
若槻支所	1		
長沼支所	1		
安茂里支所	1		
小田切支所	1		
芋井支所	1		
豊野支所	3		
戸隠支所	4		
鬼無里支所	2		
大岡支所	2		
芹田支所	1		
古牧支所	1		
三輪支所	1		
吉田支所	1		
信州新町支所	1		
中条支所	3		

## 交換機が使用できなくなった場合の電話切替表

項番	電話番号 A:アナログ H:ひかり	内線 番号	設置場所	備考
1	226-9990 (A)	2201	災害対策本部室	226-4911 (代表) 転送
2	226-9951 (A)	2202	災害対策本部室	
3	226-9952 (A)	2203	災害対策本部室	災害時優先電話
4	226-9953 (A)	2204	総務部総務課	災害時優先電話
5	226-9954 (A)	2205	総務部総務課	災害時優先電話
6	224-5002 (H)	2131	総務部総務課	災害時優先電話番号: 224-5129 (A)
7	224-5004 (H)	2172	企画政策部広報広聴課	ひかり回線故障時、224-5146 (A) に着信
8	224-5006 (H)	2191	総務部危機管理防災課	災害時優先電話番号: 224-5175 (A) に着信
9	224-5009 (H)	2142	総務部総務課中央調整室	ひかり回線故障時、224-5186 (A) に着信
10	224-5010 (H)	2311	企画政策部企画課	災害時優先電話番号: 224-5187 (A) に着信
11	224-5012 (H)	2331	企画政策部交通政策課	ひかり回線故障時、224-5192 (A) に着信
12	224-5015 (H)	2421	財政部契約課	ひかり回線故障時、224-5193 (A) に着信
13	224-5016 (H)	2431	総務部公有財産活用グループ 財政部管財課	ひかり回線故障時、224-5196 (A) に着信
14	224-5017 (H)	2454	財政部市民税課	ひかり回線故障時、224-5197 (A) に着信
15	224-5018 (H)	2472	財政部資産税課	ひかり回線故障時、224-5216 (A) に着信
16	224-5019 (H)	2511	財政部収納課	ひかり回線故障時、224-5217 (A) に着信
17	224-5020 (H)	2612	地域・市民生活部市民窓口課	ひかり回線故障時、224-5218 (A) に着信
18	224-5022 (H)	2633	地域・市民生活部市民窓口課 マイナンバー交付担当	ひかり回線故障時、224-5219 (A) に着信
19	224-5028 (H)	2811	保健福祉部福祉政策課	ひかり回線故障時、224-5225 (A) に着信
20	224-5034 (H)	3011	環境部環境保全温暖化対策 政策課	ひかり回線故障時、224-5230 (A) に着信
21	224-5037 (H)	3112	農林部農業政策課	ひかり回線故障時、224-5234 (A) に着信
22	224-5041 (H)	3211	商工観光部商工労働課	ひかり回線故障時、224-5248 (A) に着信
23	224-5045 (H)	3322	建設部道路課	ひかり回線故障時、224-5254 (A) に着信
24	224-5046 (H)	3343	建設部河川課	災害時優先電話番号: 224-5258 (A) に着信
25	224-5050 (H)	3423	都市整備部都市計画課	ひかり回線故障時、224-5295 (A) に着信
26	224-5070 (H)	3511	上下水道局総務課	ひかり回線故障時、224-5313 (A) に着信
27	224-5071 (H)	3521	上下水道局営業課	ひかり回線故障時、224-5315 (A) に着信
28	224-5073 (H)	3551	上下水道局水道整備課	ひかり回線故障時、224-5376 (A) に着信
29	224-5080 (H)	3811	教育委員会事務局総務課	災害時優先電話番号: 224-5437 (A) に着信

## 地方公共団体向け災害対策用移動通信機器貸出手順書

### 第1章 地方公共団体等からの貸出要請に対する通信機器の貸出手順

#### 第1 借受申請書の提出

地方公共団体等は、災害時又は災害が発生するおそれがある時に、災害応急対策の実施に必要な通信手段の確保を図るため通信機器の貸付申請を受けようとする際、総合通信局等に貸出要請した上、借受申請書（様式1の最上段）を総合通信局等から入手し、提出する。

##### 1 記入事項

###### (1) 借受申請書（様式1の最上段）

- ア 申請書提出年月日
- イ 通信機器を借受する地方公共団体において、通信機器の運用に権限を有する者の氏名
- ウ 前項イの者の印（私印でも可）

###### (2) 別記

- ア 申請者
- イ 申請台数
- ウ 使用場所（広範囲にわたる場合はその旨記入）
- エ 引渡場所及び返却場所
- オ 借受希望日

##### 2 提出方法

提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール等による送付によること。

なお、借受申請書の提出を迅速に行うことが困難な場合、申請者は、最善の伝達手段で借受申請書の所定事項について総合通信局等に伝達し、後刻速やかに借受申請書を提出すること。

##### 3 提出先

総合通信局等に提出すること。

#### 第2 貸付承認

総合通信局等は、申請者から提出された借受申請書を受理した時は、当該書類を審査し、貸付の承認又は否認を申請者に通知する。

##### 1 借受申請書の審査

総合通信局等は、申請者から提出された借受申請書又は電話等迅速な方法で伝達された所定事項及び次の各号の確認を行い、それらを総合的に判断し、貸出の承認又は否認を決定する。

- (1) 借受申請書の内容
- (2) 申請者の被災状況
- (3) 申請者以外からの貸出要請の有無
- (4) 貸出に際して支障となる二次災害、交通事情、その他災害に係る情報

##### 2 貸付の承認

総合通信局等は、前項1の審査の結果、通信機器の貸付を承認することとした場合、申請者に速や

かにその旨を連絡し、公印押印済の貸付承認通知書（様式 1 の中段）を交付する。

### 3 貸付の否認

前項 1 の審査の結果、総合通信局等は通信機器の貸付を承認しない場合には、速やかに申請者にその旨を連絡し、貸付否認通知書（様式 2）により通知する。

## 第 3 通信機器の引渡

契約業者は、総合通信局等から搬入の指示を受けた後、速やかに指定された場所に通信機器を搬入する。なお、契約業者は通信機器を搬入することが困難な場合、総合通信局等にその状況を報告する。総合通信局等は速やかに申請者にその旨を通知する。

また、指定された場所に通信機器を搬入した後、以下の手順で引き渡す。

### 1 通信機器の使用方法等の説明

契約業者は、申請者に相違ないことを確認した上で引き渡す。その際、総合通信局等から預かった貸付承認通知書を申請者に手交し、搬入した通信機器の使用方法及び様式 1 の別記に定める貸付条件を説明する。

### 2 借受書の受取

契約業者は、申請者から、前項 1 で手交した貸付承認通知書のコピーの借受書（様式 1 の最下段）に、署名及び捺印された借受書を受け取る。

### 3 業務完了の報告

契約業者は、前項 1 及び 2 が完了次第、総合通信局等にその旨を報告し、遅滞なく借受書を総合通信局等に送付する。

## 第 4 通信機器の貸出に係る緊急的措置

通信機器の貸出に際し、緊急性が高くやむを得ないと認められる場合の緊急的措置は、次の各項により行うものとする。

### 1 借受申請書の授受が困難な時

借受申請書の授受を迅速に行うことが困難な場合には、申請者は電話等迅速な方法で所定事項を口頭により伝達する等の緊急的措置をとり、後刻速やかに借受申請書を書面で提出する。

### 2 貸付承認通知書の交付が困難な時

貸出要請があった申請者への貸付承認通知書の交付を迅速に行うことが困難な場合には、総合通信局等は電話等で承認の内容の通知を行う等の緊急的措置をとり、後刻速やかに貸付承認通知書を交付する。

## 第 5 注意事項

### 1 通信機器取扱上の注意

借受者は、通信機器を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。

### 2 亡失又は損傷

通信機器を亡失又は損傷したとき、借受者はその旨及び理由についての報告書を総合通信局長等に

提出し、その指示に従うこと。当該事故原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。

なお、借受者が注意を怠ったことにより、無線機を亡失又は損傷させた場合には、その損害を弁償すること。

## 第2章 通信機器の返却手順

### 第1 通信機器の返却

#### 1 通信機器返却の申出

借受者は総合通信局等に返却の申出を行う。この申出を受け、総合通信局等は契約業者と連絡をとり、通信機器の返却日時を調整する。

借受者は、返却の準備として、通信機器・付属品・梱包箱等を整理し、返却の前日までに借り受けた通信機器の台数と齟齬がないことを確認して総合通信局に連絡する。

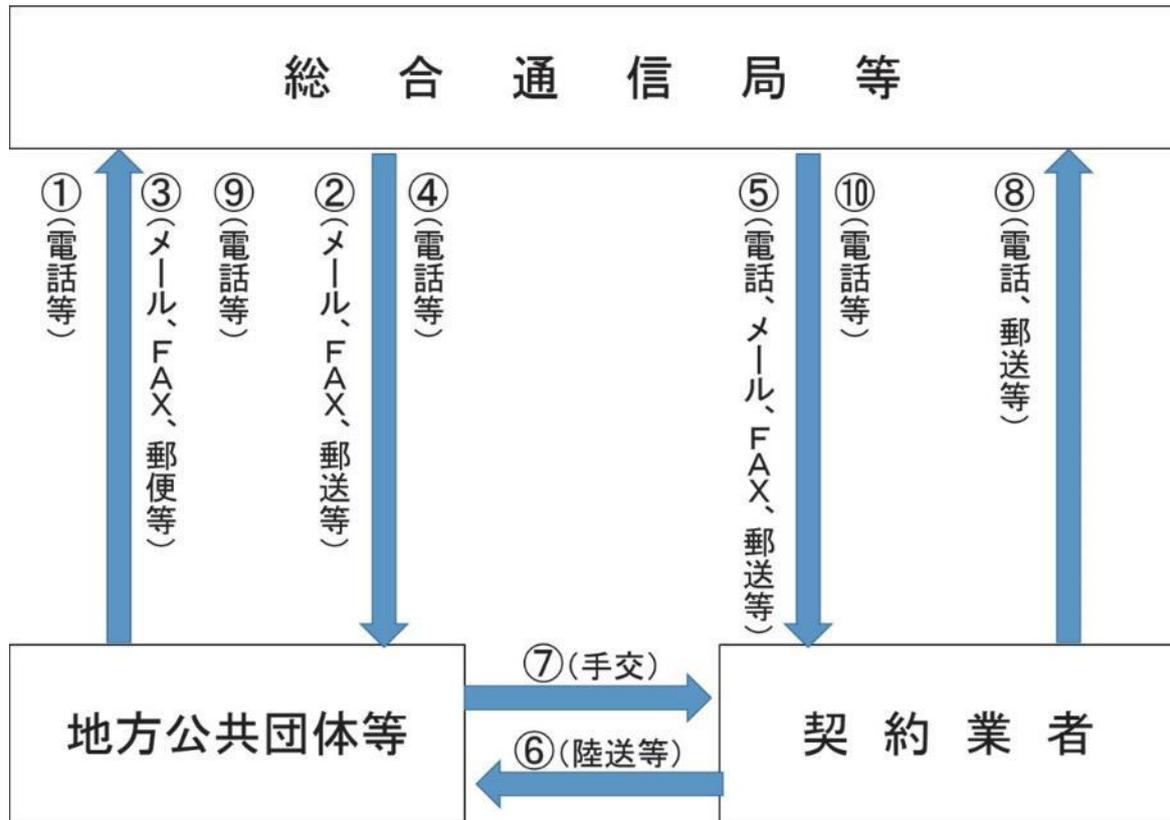
#### 2 返却手段

借受者は、手交や郵送等の手段で契約業者に通信機器を返却する。その際、返却に係る費用は請負者の負担とする。

#### 3 返却後の確認

契約業者は、借受者から手交又は郵送等により受け取った通信機器・付属品・梱包箱等について、損傷や亡失がないか速やかに確認の上、返却を受け、総合通信局等に報告する。

第3章 災害対策用移動通信機器の貸出の流れ



<手順の流れ>

- ① 地方公共団体等から総合通信局等へ貸出し要請をする。
- ② 総合通信局等は地方公共団体等へ借受申請書様式を送付する。
- ③ 地方公共団体等において、借受申請書を作成（印は無線局運用権限者の私印でも可。）し、総合通信局等へ送付する。
- ④ 総合通信局等内での決裁後、地方公共団体等へ貸付内諾の連絡をする。
- ⑤ 総合通信局等から契約業者へ通信機器搬入を依頼し、貸付承認通知書を送付する。
- ⑥ 契約業者から地方公共団体等へ通信機器を搬入する。
- ⑦ 地方公共団体等は受取印（無線局運用権限者の私印でも可。）を捺印した借受書を契約業者へ手交する。
- ⑧ 契約業者は、総合通信局等へ搬入報告を行い、借受書を届ける。
- ⑨ 地方公共団体等は、総合通信局等へ機器返却の申し出をする。
- ⑩ 総合通信局等は、契約業者に機器搬出指示を行う

【様式 1】

## 借受申請書

当地における災害により一時的に増大する通信需要に対応し、重要な通信の円滑な実施を確保するために必要な体制を整備するため、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（以下、「令」という。）第三条第八号に基づく通信機器（又はそれに準じた取扱いを要する通信機器）の無償貸付を受けたいので申請します。

令第六条に規定の事項は、別記 1～5 のとおりです。

信越総合通信局長 殿

（通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の  
運用に権限を有する者）

令和 年 月 日

## 貸付承認通知書

令和 年 月 日付申請を承認する。

令第七条の規定に基づき、別記 2～6 及び 8 のとおり通知する。

殿

令和 年 月 日

信越総合通信局長

## 借受書

令和 年 月 日付貸付承認に係る通信機器の引渡し及び使用方法の説明を受けました。

通信機器使用に際しては、別記 8 貸付条件に従います。

令第八条に規定の事項は、別記 2、4 及び 5 のとおりです。

信越総合通信局長 殿

（通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の  
運用に権限を有する者）

令和 年 月 日

別記

- 1 借受申請書提出時に、二重枠線内の1～5について記入してください。
- 2 借受書提出時に、「8貸付条件」の11項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れてください。

1	申請者	氏名又は名称			
		住所			
2	申請台数	MCA ( )			台
		簡易無線 ( )			台
		衛星携帯電話 ( )			台
		可搬型蓄電池			台
		その他 ( )			台
3	使用場所	(使用場所が指定できるときのみ記入してください。)			
4	引渡場所及び返納場所				
5	貸付期間等	借受日	令和 年 月 日		
		貸付期間	令和 年 月 日 (原則、貸付から6ヶ月以内)		
6	使用目的	(記載例) 災害時における重要な通信の円滑な実施を確保するため。			
7	必要な理由	(記載例) 災害により一時的に増大する通信需要に対応するため。			
8	貸付条件	<input type="checkbox"/> 1 通信機器の運用に当たっては、電波法及びこれに基づく命令に定めるところに従い、監督に服すること。 <input type="checkbox"/> 2 通信機器引渡し時に交付の「無線局運用証明書」(MCAに限る。)を、通信機器を実際に操作する者に携行させること。 <input type="checkbox"/> 3 通信機器は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。 <input type="checkbox"/> 4 通信機器は、転貸し、又は担保に供しないこと。 <input type="checkbox"/> 5 通信機器は、貸付の目的以外の使用及び改造をしないこと。 <input type="checkbox"/> 6 通信機器について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外での使用をしないこと。 <input type="checkbox"/> 7 通信機器は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返却すること。なお、貸付期間の延長を求めるときは、予め総合通信局等に申し出を行うこと。 <input type="checkbox"/> 8 通信機器を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を総合通信局等の長に提出し、その指示に従うこと。当該事故原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。 なお、注意を怠り、無線機を亡失又は損傷させた場合、その損害を弁償させる場合がある <input type="checkbox"/> 9 総合通信局等の長は、通信機器について、随時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持、管理及び返却に関して必要な指示をする場合がある。 なお、通信機器は、借受人が貸付条件に違反したとき又は総合通信局等の長が特に必要と認めるときは、満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、総合通信局等の長の指示に従い速やかに返却すること。 <input type="checkbox"/> 10 MCAは、借受人毎に設定・通知されたグループ番号(3桁)によりグループ通信すること。ただし、情報共有の制限が必要な場合は、取扱説明書を確認し、その都度個別番号(4桁)により個別通信するか、グループ番号(3桁)の下1桁に限り設定変更しグループ通信すること。			
備	考				

貸付否認通知書

令和 年 月 日付け申請について、下記理由により申請を否認する。

殿

令和 年 月 日  
信越総合通信局長

記

貸付けを承認できない理由

貸付けを承認できない理由